

生徒指導だより

令和元年 10月7日(月)発行

いわき市立小名浜第二中学校生徒指導部

携帯電話・スマートフォン・インターネット！ 便利だけれどその危険性について知っていますか？

現在も世間では、携帯電話やパソコンなど、インターネットによる事件が後をたちません。子どもたちの身近に、急速に普及してきたスマートフォン、インターネット・・・中でも携帯電話・スマホは、使い方を間違えると大変、危険な道具となります。



特に中高生を中心に【LINE】によるトラブルは増加の一方です。スマホ・インターネットは正しく使用すれば大変便利なものです。自分にマイナスなことにならないよう、使用する本人がモラルに気をつけ使用してください。



1 知らないと怖い、4つの認識。

- インターネットの危険性を認識しましょう。
※個人情報を書き込まない、保護者は子どもの利用状況を把握する。
- パソコンや携帯電話は、使い方次第で犯罪になります。
※使う側のモラルが一番大事。人を傷つける言葉を書き込まないこと。
- 出会い系サイトは、18歳未満は利用禁止です。交流サイトへのアクセスもやめましょう。
※犯罪に利用されるおそれがある。
- 被害を受けた場合には、一人で悩まないで、大人に相談しましょう。

2 フィルタリングサービスの利用

ネット関係で犯罪に巻き込まれた子どもの9割以上がフィルタリングをしていなかったという報告があります。生徒が『やらなくてもよい』と言ってもお子様を守るために必要なことです。

3 知っておきたい落とし穴

- (1) 保護者名義では、申請をしなければフィルタリングサービスが受けられません。
- (2) フィルタリングを設定しても、Wi-Fi通信には適用されません。
※フィルタリングをしていると思っていても、Wi-Fi通信でインターネットを行うとフィルタリングをしていても、有害サイトに繋がってしまいます。
- (3) iPadや携帯型ゲーム機も、インターネットに繋がります。
※自分の子どもは、「スマホでなくiPadだから大丈夫」と思ってもiPadでもインターネットには繋がります。【LINE】も利用可能です。無料通話ができるようになります。

学校から強くお願いします!!!

～携帯電話・スマホ・インターネットのルールづくり～

- ☆スマホ・ゲーム機・ネットは時間を決めて使う。夜は9時まで!
- ☆インターネットの掲示板やチャットに書き込まない。ましてや個人情報(自分も他人も)を書き込まない! 写真も投稿しない!
- ☆SNSやサイト等で知り合った人と絶対に会わない!
- ☆トラブルに巻き込まれたら、身近な大人にすぐ相談する!
- ☆保護者が利用状況、使用履歴をチェックをする!

フィルタリングサービスをつけていても、対象から除外されるサイトで犯罪に巻き込まれることもありますので、万全というわけではありません。

怖いのは、無関心です。保護者の皆さんが「今子どもが何をしているのか」と関心をもち安全にインターネットを使える環境を整えることが大切です。

知らないと、あなたが加害者に！

インターネットの利用者は、被害者だけでなく、加害者になる可能性もあります。「ちょっと困らせてやろう」や「イラッとする」などの思いから、書き込みをした行為が犯罪になる場合があります。

- 掲示板に、友だちの名前をかたり、「ひまなので電話して。恋人募集中。」などというメッセージやわいせつな文章を書いて、自宅の電話番号や携帯電話番号、メールアドレスなどの書き込みをする。

➡ 名誉毀損（めいよきそん）罪 刑法第230条第1項

- インターネットの掲示板に、友だちの名前をあげ、「あいつムカツク」「あいつは〇〇だ」など、その友だちを侮辱する内容の書き込みをする。

➡ 侮辱（ぶじょく）罪 刑法第231条

- 複数の人に、友だちの悪口と、「このメールを他の人に送らないと、あなたは不幸な目に遭う」などと書いたメールを送信する。
- インターネットの掲示板に、トラブルになっている友だちの名前をあげ、「〇〇、ほこぼこにしてやる」などの書き込みをする。
- 友だちに「このメールを次の人に送らないと、学校でほこぼこにしてやるから。」などのメールを送信する。

➡ 脅迫（きょうはく）罪 刑法第222条第1項

- 「秘密をばらされたくなかったら、1万円持ってこい」などのメールを送信する。

➡ 恐喝（きょうかつ）罪 刑法第249条第1項

知らないと、あなたが被害者に！

◎最近増えているトラブル

- 第1位 オンラインゲームの課金により、高額請求がきた。
※保護者は知らず、子どもが勝手に購入していた。
- 第2位 「有害サイト」にアクセスし、突然「登録完了」の画面が表示され、高額な請求をされた。不安になりながらも無視をしていたら、URL等で端末がバシ、実際に業者から脅しまがいの請求を受けた。
- 第3位 サイトやSNSで、無料の表示があり注文したが、実は定期購入で簡単には解約できない詐欺のようなシステムだった。
- 第4位 SNSへの投稿が拡散され、知らぬ間に個人情報操作されていた。
※高校や企業は、SNSで情報を集める場合も少なくありません。
- 第5位 オンラインゲームで知り合った人が、親しくなるにつれて様子がおかしくなり、その人に無理な要求や脅迫をされるようになった。
「〇〇を購入してほしい。」「今度会いに行く。」「〇〇な写真を送ってほしい。」

~~~~~ 万が一のときは



いわき東警察署 生活安全課 ☎54-1111

いわき市消費生活センター ☎22-0099

そして学校の先生に相談を！！